

## 昭和四十八年政令第三百七十七号

物品の一時輸入のための通関手帳に関する  
通関条約（A.T.A.条約）の実施に伴う関税  
法等の特例に関する法律施行令  
内閣は、物品の一時輸入のための通関手帳に関する  
通関条約（A.T.A.条約）の実施に伴う関税法等の特例に関する法律（昭和四十八年法律第七十号）第三条第一項及び第三項、第四条、第六条第一項並びに第八条の規定に基づき、この政令を制定する。

（定義）

**第一条** この政令において「通関手帳」、「保証団体」、「輸入税」又は「保稅運送」とは、それぞれ  
物品の一時輸入のための通關手帳に関する通  
關條約（A.T.A.条約）の実施に伴う關稅法等の  
特例に関する法律（以下「法」という。）第二  
条又は第三条第二項に規定する通關手帳、保証  
團體、輸入税又は保稅運送をいう。  
（通關手帳による輸入をすることができる物品  
の指定）

（保証団体による通關手帳の確認）

**第二条** 法第三条第一項に規定する關稅定率法  
(明治四十三年法律第五十四号) 第十七条第一  
項各号の物品のうち政令で定める物品は、同項  
第一号及び第四号に掲げる物品以外の物品とす  
る。

2 保証団体は、前項の規定により提示された通  
關手帳が、物品の一時輸入のための通關手帳に  
関する通關條約（A.T.A.条約）（以下「條約」と  
いう。）に基づく保証のための組織（当該保  
証団体が加入しているものに限る。）の構成員  
である外国の団体により發給されたものである  
ことを確認したときは、その旨を当該通關手帳  
に記載し、これを提示した者に返付しなければ  
ならない。  
（再輸出の期間の延長の承認申請手続）

**第四条** 法第四条ただし書の税關長の承認を受け  
ようとする者は、次に掲げる事項を記載した申  
請書を当該承認を受けようとする物品の輸入地  
を所轄する税關長に提出しなければならない。  
一 当該承認を受けようとする物品の品名、数  
量、輸出の予定期期及び予定地

二 通關手帳の番号、有効期限、発給團體（条  
約第一条（e）に規定する發給團體をいう。）  
次条第二号において同じ。）及び名義人

三 当該承認を受けようとする理由  
四 その他参考となるべき事項  
(差押えの場合の届出)

**第五条** 通關手帳による物品の輸入をした者は、  
当該物品が条約第十二条1に規定する差押えを  
受けたときは、次に掲げる事項を記載した書面  
を当該物品の輸入地を所轄する税關長に提出し  
なければならない。  
一 提出者の本邦における居所又は連絡先及び  
氏名  
二 通關手帳の番号、有効期限、發給團體及び  
名義人  
三 当該物品の通關手帳に記載されている品目  
番号、品名及び数量並びにその輸入許可の年  
月日

四 差押えを受けた年月日及び理由

（再輸出の届出の省略）

**第六条** 通關手帳により輸入された物品について  
は、關稅定率法第十七条第三項の届出は要しな  
いものとする。  
(担保を提供させる手続)

**第七条** 財務大臣は、法第六条第一項の命令をす  
る場合には、その内容を記載した書面を交付す  
るものとする。

1 この政令は、昭和四十八年十一月一日から施  
行する。  
**附 則** (平成一二年六月七日政令第三〇  
七号) 抄  
(施行期日)

**第一条** この政令は、平成十三年一月六日から施  
行する。